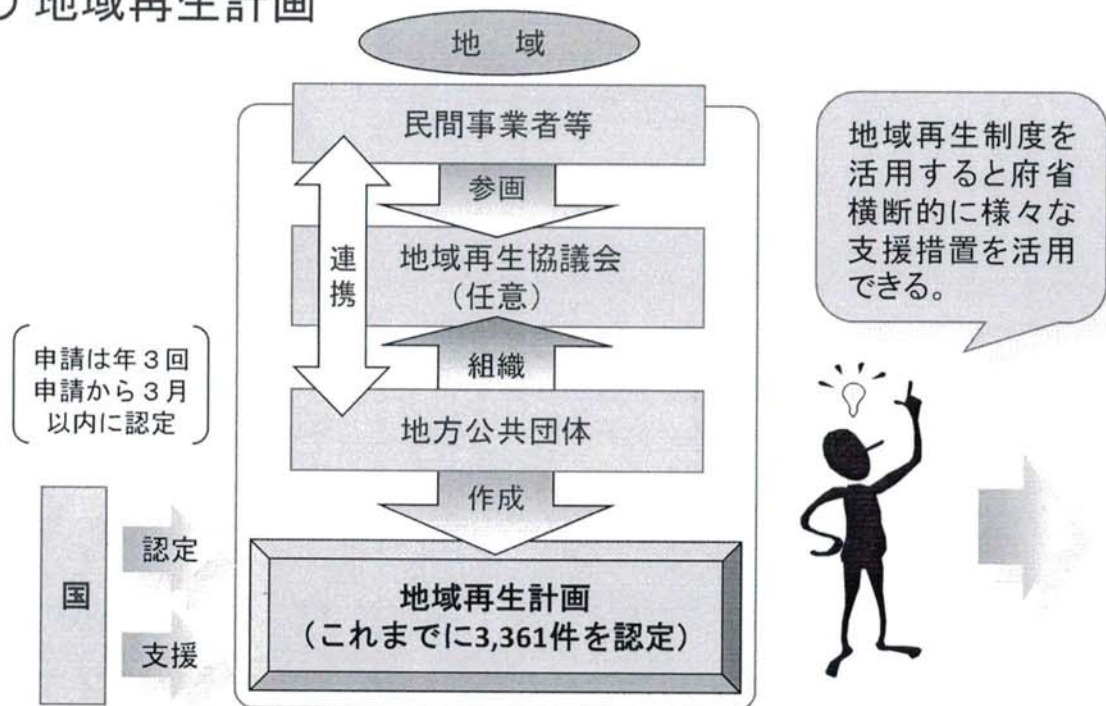


○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生計画



地域再生制度を活用すると府省横断的に様々な支援措置を活用できる。



地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）（平成28年4月20日施行）

地方創生推進交付金の創設 ・地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに係る支援措置	地方創生応援税制の創設 ・地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置	「生涯活躍のまち」の制度化 ・中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進
---	--	--

主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
- ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
- ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

■それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
- ・ 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 —

等

地方創生推進交付金

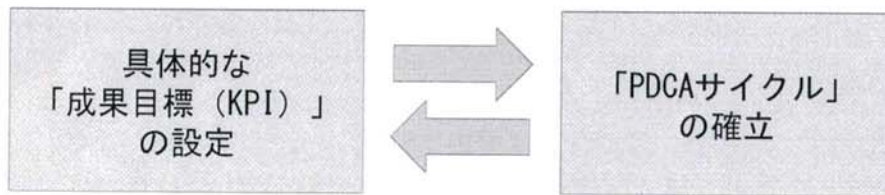
29年度概算決定額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

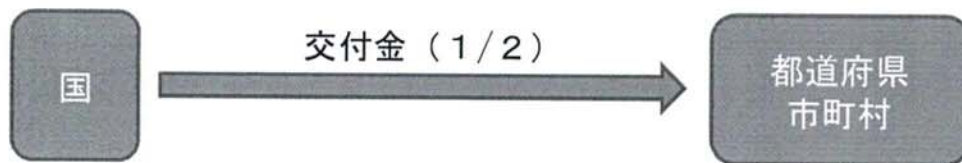
○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

対象事業・具体例

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

① 交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円	(28年度: 4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円	(28年度: 1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円	(28年度: 2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円	(28年度: 0.5億円)

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

② ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
- ・ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。